

国立研究開発法人物質・材料研究機構

NIMS ベンチャーから対価として取得する株式等取扱規程

令和4年4月26日

2022規程第25号

改正：令和4年 8月23日 2022規程第 40号

改正：令和5年 8月29日 2023規程第103号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）において、NIMS ベンチャーを支援する目的のため、国立研究開発法人物質・材料研究機構 NIMS ベンチャー援助等規程（平成15年1月23日 15規程第2号。以下「援助規程」という。）に基づく援助措置その他の措置の対価として株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「NIMS ベンチャー」とは、援助規程第2条第3号に規定する NIMS ベンチャーをいう。

2 この規程において「知的財産権」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構職務発明等規程（平成13年6月14日 13規程第36号）第2条第1号に規定する知的財産権及び次に掲げるものをいう。

(1) 研究若しくは研究開発の結果として、又は研究若しくは研究開発を行う過程において得られた材料、試料、試作品、実験装置等

(2) データベース、コンピュータ・プログラム、音声、画像、図面等の各種研究成果情報を記録した電子記録媒体又は紙記録媒体

3 この規程において「ライセンス供与」とは、知的財産権の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。

4 この規程において「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。

5 この規程において「収益を伴う事業」とは、機構が国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成11年法律第173号）第15条各号の規定に基づき行う業務の中で、受益者に対して負担を求め、結果として収益を伴うものをいう。

(株式等の取得)

第3条 機構は、NIMS ベンチャーから次に掲げる対価の全部又は一部を株式等により収納することができるものとする。

- (1) 知的財産権に係るライセンス供与の対価
- (2) 施設又は設備の貸与に係る対価
- (3) その他機構の収益を伴う事業の対価のうち理事長が定めたもの

(取得の条件)

第4条 機構は、NIMS ベンチャーから株式等による支払の申出を受けた場合であつて、当該 NIMS ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、対価の全部又は一部を株式等で収納することができるものとする。

- (1) 対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
- (2) 対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められるとき。
- (3) その他機構が株式等により収納することが必要と認めるとき。

(取得の決定)

第5条 この規程における NIMS ベンチャーからの株式等の取得は、援助規程第7条の規定に基づく NIMS ベンチャー審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を踏まえ、理事会議が決定する。

(新株予約権の行使)

第6条 前条の規定により新株予約権を取得した場合において、当該新株予約権の行使が可能となったときは、原則として、速やかに当該新株予約権を行使し株式を取得するものとする。

- 2 前項の規定により当該新株予約権を行使する場合には、NIMS ベンチャーとの新株予約権割当契約書等の契約内容を遵守しなければならない。
- 3 第1項の規定は、新株予約権を行使前に有償譲渡することを妨げない。
- 4 新株予約権の権利の変更、処分（放棄を含む。）等を NIMS ベンチャーから求められた場合は、委員会の議を経た上で適切に対応するものとする。

(株式等の保有)

第7条 機構は、前二条の規定により取得した株式等を保有することができるものとする。

(経営参加の制限)

第8条 機構は、この規程により取得した株式等に基づく NIMS ベンチャーの経営に参加する権利については、次に掲げる場合を除き原則として行使しない。

- (1) 当該権利を行使しないことが NIMS ベンチャーの経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合等の例外的かつ緊急避難的な場合

(2) 株式等に基づく株主総会における余剰金の配当を受ける権利等、当該 NIMS ベンチャーから経済的利益を受けることを内容とする権利を行使する場合

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合に該当するときは、委員会の審査を踏まえて理事会議において当該権利の行使を決定する。

(モニタリング)

第9条 機構は、この規程により株式等を取得した NIMS ベンチャーの事業の進捗状況等に関する調査把握に努めるものとし、必要に応じて、当該 NIMS ベンチャーより次に掲げる資料の提供を受けるものとする。

- (1) 財務諸表、事業報告書、会計帳簿その他法令上作成が義務付けられる資料
- (2) 事業計画
- (3) 株主名簿
- (4) その他事業運営、財務、人事等に関する書類

(売却の決定)

第10条 株式等の売却は、他に定めがある場合又は当該株式等を取得した NIMS ベンチャーが上場した場合を除き、委員会の審査を踏まえるものとし、その決定は理事会議において行うものとする。

(上場後の株式等の取扱い)

第11条 機構は、NIMS ベンチャーが上場したのちになおその株式等を保有するときは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等関係法令を遵守するとともに、当該株式等の価値に係る経済的合理性、NIMS ベンチャーへの支援の必要性等を総合的に勘案し、適切に管理又は処分を行うものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、NIMS ベンチャーから株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年8月23日 2022規程第40号）

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年8月29日 2023規程第103号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。